

江津市総合市民センター 利用料金表

1.施設利用料

(単位 円)

利用区分 利用施設	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
1F ホール 平日	12,920	17,200	21,460	25,520	34,280	42,710
” 土・日曜日・休日	15,480	20,600	25,730	30,540	41,110	51,260
2F 大会議室 全室	7,470	10,330	13,300	16,160	22,980	26,280
” 1/3	1,970	2,630	3,400	4,170	5,930	6,810
” 2/3	3,950	5,270	6,810	8,350	11,870	13,620
中会議室(和室)	1,100	1,450	1,840	2,370	3,070	3,640
楽屋 1	1,460	1,970	2,430	2,950	3,870	4,790
楽屋 2	1,460	1,970	2,430	2,950	3,870	4,790
ギャラリー1						2,980
ギャラリー2						2,980

* 消費税(10%)込の金額です。

備考

1. 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額に次に掲げる入場料の額(入場料の額に2以上の区分があるときは、そのうちの最高額)の区分に応じた額を加算する。

ア) 3,000円以下のもの	10割相当額
イ) 3,000円を越えるもの	15割相当額
2. 入場料を徴収しないが、営利を目的として施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額に10割相当額を加算する。
3. この表に定める利用時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額(前2号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に1時間までごとに、当該利用料の額の1時間あたりの額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
4. ホールを準備又は練習のために利用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額(前3号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)の5割相当額とする。
5. 冷暖房装置を利用する場合は、この表に定める利用料の額の3割相当額を徴収する。
6. 照明、音響、舞台道具及びその他の設備器具の利用料は、別に定める。
7. この表において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。